

○介護保険法に基づく各事業の位置付け(附帯業務)

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法		区 分	備 考	
社会福祉事業以外		居宅サービス事業		訪問入浴介護	保健		
				訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）			
				訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来		
				訪問リハビリテーション			
				居宅療養管理指導			
				通所リハビリテーション			
				短期入所療養介護			
				特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
				福祉用具貸与	保健		
				特定福祉用具販売	保健		
		居宅介護支援事業			保健		
		介護予防サービス事業		介護予防訪問入浴介護	保健		
				介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）			
				介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来		
				介護予防訪問リハビリテーション			
				介護予防居宅療養管理指導			
				介護予防通所リハビリテーション			
				介護予防短期入所療養介護			
				介護予防特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
				介護予防福祉用具貸与	保健		
				特定介護予防福祉用具販売			
		介護予防支援事業				保健	
		地域密着型サービス事業		地域密着型特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
				地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
		地域支援事業（注）		介護予防事業		保健	※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可 （委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。） また、委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること（例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業（介護保険法にいう包括的支援事業）） ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
				包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業		
					総合相談支援事業		
					権利擁護事業		
					包括的・継続的マネジメント事業		
				任意事業			
		保健福祉事業（注）			保健	※8、※9 と同じ扱い	
		施設サービス		介護保健施設サービス		本来	
				介護療養施設サービス			